

〒632-8301

奈良市高畑町△△番地

法務太郎 様

**長期間相続登記等がされていないことの通知（お知らせ）**

平素より法務行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

この度、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第40条に基づき当局において調査した結果、下記の土地について、所有権の登記名義人が亡くなっているものの、名義がそのままの状況となっており、その後も長期間にわたり相続登記等がされていないことが判明いたしました。つきましては、当該土地の不動産登記簿上の所有者の法定相続人の地位にある（戸籍等によってその旨を確認することができた方。）貴殿に対し、その旨を通知いたします。

今後も相続登記がされない状態が続きますと、更なる相続が発生するなどして権利関係が複雑となり、将来の登記申請が困難になるおそれがあります。この機会に、必要な登記申請を行っていただきますよう御理解と御協力をお願い申し上げます（なお、下記の土地の登記申請に当たっては、申請に必要な書類（被相続人の戸除籍謄本等）の一部を省略することができる場合があります。）。

なお、既に相続放棄をされている場合など、貴殿が登記簿上の所有者の法定相続人の地位にない場合には、改めて法定相続人の地位にある方に通知等をする必要がありますので、お手数ですが、当局まで御一報いただけますと幸いです。

その他、本通知の内容に関して御不明な点や、御質問等がございましたら、当局までお問い合わせください。

おって、相続登記の手続等について、全国の司法書士会において、別添のとおり相談窓口を設けておりますので、お知らせします。

**記****1 不動産番号及び不動産所在事項**

15000000000000 奈良市高畑町100番地

**2 現在の所有権の登記名義人**

奈良市高畑町△△番地 法務佐助

**3 法定相続人情報の作成番号**

0000-0000-0000

令和 年 月 日

※ 本通知は、法定相続人が複数いる場合には、任意の1名の方に送付しています。

奈良市高畑町552番地  
奈良地方法務局 登記部門  
連絡先：0742-23-5230（案内⑥）

※制度の概要については法務省ホームページから  
法務省 YouTube サイトで確認することができます。→

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00008.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00008.html)

